

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0625 )

第2回 計量器等製造業最低賃金専門部会

令和6年10月17日 一部公開

開催日時	令和6年10月17日(木)	13時30分～15時20分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、第2回栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の太田委員が欠席。 委員9名中8名出席しており、最低賃金審議会令第6条第6項による定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 専門部会開催の公告を行ったが、傍聴・取材の申込がなかったことを報告。</p> <p>それでは、以降の議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p>
村岡部会長	<p>では、ここからは私の方で、議事を進めさせていただきます。 本日も「傍聴人なし」との報告がありましたが、本日の専門部会に</p>

	<p>つきましても、原則に従いまして「公開」という取扱いになります。</p> <p>ただし、公労協議と公使協議の場面及び公労使三者が揃って審議する場面であっても採決を行う場面につきましてもは、委員個人の情報及び権利権益の保護並びに意思決定の中立性の確保の観点から、専門部会運営規程第7条第1項の但し書きを適用し「非公開」といたします。</p> <p>それでは、最初に議題（1）の「金額改定について」ですが、最初に、事務局から資料が提出されておりますので説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 資料説明 —</p>
村岡部会長	<p>ただ今の説明について、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
村岡部会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、これより、金額審議に入りたいと思いますが、本日は、当専門部会の最終日となります。</p> <p>労使それぞれの代表委員の皆様には、前回の審議の終了時に更なる御検討をお願いしておりました。</p> <p>本日は最終日となりますので、全会一致を目指して、労使それぞれのイニシアティブの発揮によって合意に達したいと考えていますので御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、前回の審議について確認をしますが、労働者代表委員の最終提示額が69円の引上げ、使用者代表委員の最終提示額が33円の引上げということでありました。</p> <p>なお、第1回では、労使ともに御意見はありませんでしたが、改正発効日については、「例年どおり12月31日とする」という前提で金額審議を行っているという理解でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
村岡部会長	<p>では、労使双方そのような認識であるということを確認いたしました。</p> <p>本日も前回に引き続き、公労協議・公使協議の順で審議を重ねていきたいと思っております。これからの審議は議事録上「非公開」とさせていただきます。</p> <p>まずは、労働者代表委員から持ち帰って御検討いただいた御意見を伺いますので、事務局は使用者代表委員を協議室に案内してください。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p>

<p>村岡部会長</p>	<p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 公益代表委員協議 —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 労働者代表委員協議 —</p> <p>— 公益・労働者代表再協議 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 公益代表委員協議 —</p> <p>《《 以降公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p> <p>ここからは、公労使三者がそろって審議する場面になりますので、議事録上も「公開」といたします。</p> <p>当計量器等製造業専門部会におきましては、委員の皆様にご協力をいただき、ここまで、お互いの主張に耳を傾けながら真摯に審議を重ねていただきましたこと感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、労・使代表委員の金額提示につきましては、差があります。2日間にわたり金額審議を行ってきたところですが、最終提示額として、労働者側は53円引上げの1,061円、使用者側は40円引上げの1,048円となっており、現時点において意見の一致には至っておりません。</p> <p>従いまして、公益見解をお示しいたしますので、これを踏まえて、労・使それぞれ代表委員は、全会一致に向けての協議をそれぞれお願いしたいと思います。</p> <p>では、公益見解を述べさせていただきます。</p> <p>「現在、労働者代表委員の主張は53円、使用者代表委員の主張は40円となっております。</p> <p>公益代表委員としては、これまでの審議経過や労使それぞれの代表委員の主張を尊重し、その上で、当該特定最低賃金の優位性の確保はもとより、物価高騰による労働者の生計費等への影響や今年の春闘妥結状況を考慮する一方で、原材料・エネルギー費の高騰や円安による経営への影響、また特に中小零細企業において価格転嫁が思うように進んでいないという現状を考慮する必要もあることから、それらを総合的に勘案して、現行額の1,008円を48円引き上げて、時間額1,056</p>
--------------	---

	<p>円、発効日を令和6年12月31日とする見解をお示しいたします。」</p> <p>以上の公益見解を踏まえまして、労使それぞれの代表委員の皆様には、最後にもう一度、全会一致に向けた御検討をお願いいたします。</p> <p>それでは、それぞれの代表委員の方は、協議室で公益見解についての協議をお願いいたします。</p> <p>協議結果については、労働者代表委員、使用者代表委員の順でお伺いしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局は労働者代表委員と使用者代表委員の皆様を協議室に御案内してください。</p> <p>なお、ここからは、公労協議・公使協議の場面になりますので、再び「非公開」といたします。</p> <p>《《 以降非公開 》》</p> <p>— 労使それぞれの協議室にて協議 —</p> <p>— 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 公益・使用者代表協議 —</p> <p>《《 以降公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p>
村岡部会長	<p>ここからは、公労使三者がそろって審議する場面となりますので、「公開」といたします。</p> <p>双方の協議結果を伺いましたところ、労使双方とも公益見解について受諾をするということで、当専門部会の審議が全会一致に至りました。</p> <p>この場で、改めて皆様に確認をいたしますが、改定額は現行の1,008円を48円引き上げて、時間額1,056円、発効日は令和6年12月31日とすることで結審してよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
村岡部会長	<p>それでは、専門部会の決議が全会一致である場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して「専門部会の議決を栃木地方最低賃金審議会の議決とする」旨、8月21日に開催されました第4回栃木地方最低賃金審議会において、あらかじめ議決されておりますので、本日の専門部会の決議をもって、栃木労働局長に答申することといたします。</p> <p>また、専門部会運営規程第9条に基づき、栃木地方最低賃金審議会</p>

	<p>会長に報告を行うこととします。</p> <p>事務局は、専門部会報告書（案）及び答申文の（案）を作成して、各委員に配付してください。</p>
事務局	— 報告書(案)及び答申文の(案)を作成の上、各委員に配付 —
村岡部会長	<p>それでは、最初に、専門部会報告書（案）について、審議いたします。</p> <p>事務局は、確認のため、専門部会報告書（案）を朗読してください。</p>
事務局	— 専門部会報告書（案）を朗読 —
村岡部会長	この報告書（案）について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
村岡部会長	<p>御意見など無いようですので、専門部会報告書を原案のとおり決定し、10月30日に開催される第5回栃木地方最低賃金審議会において、会長あて報告することといたします。</p> <p>専門部会報告書の(案)を削除して、本日の日付10月17日を記入してください。</p> <p>続いて、答申文（案）について審議いたします。</p> <p>事務局は、確認のため、答申文（案）を朗読してください。</p>
事務局	— 答申文（案）を朗読 —
村岡部会長	この答申文(案)について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
村岡部会長	<p>御意見など無いようですので、答申文を原案のとおり決定いたします。</p> <p>答申文の(案)を削除して、本日の日付10月17日を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文を作成してください。</p>
事務局	— 答申文を作成 —
村岡部会長	それでは、ただ今から栃木労働局長に答申を行いますので、局長の代理として労働基準部長に受け取りをお願いします。
部会長・ 労働基準部長	— 答申文を手交 —

村岡部会長	ここで、労働局を代表して、労働基準部長から御挨拶があります。
労働基準部長	委員の皆様には、大変お忙しい中、2回にわたり建設的かつ真摯に御審議いただきましたことに、心より御礼申し上げます。 本日の結審にあたりましては、公益見解が示される展開となりましたが、最終的に全会一致で結審することができました。 労働者代表委員の皆様と使用者代表委員の皆様におかれましては、お互いの意見を尊重しつつ、最大限に歩み寄りいただきましたこと、また、公益代表委員の皆様には適切かつ粘り強く進行いただいたこと、公・労・使それぞれの代表委員の皆様には、重ねて御礼申し上げます。 本日の結審を受け、事務局におきましても12月31日の改正発効に向けて所要の手続きを行い、また、その周知・広報にも全力を尽くしてまいりますので、委員の皆様におかれましても、引き続き御支援・御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。 本日は、誠にありがとうございました。
村岡部会長	ありがとうございました。 それでは、次の議題(2)の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。
各代表委員	— 意見、質問等なし —
村岡部会長	特に無いようであれば、事務局より、本日答申した栃木県計量器等製造業最低賃金の改正について、今後の手続きを説明してください。
事務局	— 今後の手続き等説明 —
村岡部会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
村岡部会長	特に無いようであれば、これを持ちまして、本日の専門部会の議題は、全て終了となりますが、本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により、議事録を作成することになります。 また、議事録については、同条第2項ただし書の規定に基づき、議事録の一部を非公開とし、同条第3項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
村岡部会長	それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員

各代表委員	のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
村岡部会長	— 労使それぞれの代表委員で協議 —  それでは、労働者代表委員塚原委員、使用者代表委員小貫委員にお願いいたします。 これもちまして、本日の栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。 御協力どうもありがとうございました。